

前回定例会（平成23年12月7日）以降の原子力安全・保安院の動き

平成24年1月11日

原子力安全・保安院

1. 緊急時対策支援システム（ERSS）のプラント情報表示システム停止及び復旧について

平成23年12月30日、保安院は、ERSSのプラント情報表示システムが作動していないことを確認しました。その後、独立行政法人原子力安全基盤機構において復旧作業を進め、同年12月31日14時33分に復旧しました。

本件は、原子力施設のトラブルに関係するものではありません。

なお、復旧までの間は、事業者から電話、FAX、電子メール等でプラント情報を入手して直接入力することにより、ERSSによる事故進展を予測することができることから、万一、事故等が生じた場合には、事業者からプラント情報を定期的に入手することとしていました。

（参考資料 3ページ）

2. ERSSに異常等が発生した場合における対応について

平成24年1月4日、ERSSのプラント情報表示システム停止及び復旧に関する一連の事態を受け、保安院は、独立行政法人原子力安全基盤機構に対して、原因究明については結果がまとまり次第速やかに、再発防止策については同年1月11日までに、保安院に対し報告するよう指示しました。併せて、ERSSの管理体制の充実、再発防止対策において考慮すべき事項、異常時における連絡・公表のあり方等についても指示しました

（参考資料 5～7ページ）

<検査実績（平成23年12月8日～平成24年1月11日）>

保安検査：（平成23年度第3回保安検査）平成23年12月8日～12月13日

安全確保上重要な行為に係る保安検査：なし

定期検査：（7号機）平成23年12月21～22日

以 上

平成23年12月31日
原子力安全・保安院

緊急時対策支援システム（ERSS）のプラント情報 表示システムの停止及び復旧について

12月30日、原子力安全・保安院は、緊急時対策支援システム（ERSS）のプラント情報表示システムが作動していないことを確認しました。その後、独立行政法人原子力安全基盤機構において復旧作業を進め、12月31日14時33分に復旧しました。なお、本件は、原子力施設のトラブルに係るものではありません。

- 12月30日12時30分頃、緊急時対策支援システム（ERSS）のプラント情報表示システム^(※)が作動していないことが確認されました。
※格納容器内の圧力や温度等の原子力施設のプラント情報をモニターに表示するためのシステムのこと。
- これを受け、ERSSを管理するJNESにおいて、調査を進めていたところ、現時点までに次の事実関係が確認されました。
 - ・ 運転中の原子力施設からのプラント情報は、当該情報を集約するデータセンターに問題なく伝送されていること
 - ・ 当該データセンターのハードウェアにも問題がないこと
 - ・ 事故時の事故進展予測は可能であり問題がないこと
 - ・ プラント情報表示システムのソフトウェアが機能せず、伝送されたプラント情報が当該システムに入力されないこと
- その後、JNESにおいて、ソフトウェアの動作状況の確認等により本システムの復旧作業を行い、12月31日14時33分に復旧し、正常に動作することが確認されました。
- なお、復旧までの間は、事業者から電話、FAX、電子メール等でプラント情報を入手して直接入力することにより、ERSSによる事故進展を予測することができることから、万一、事故等が生じた場合には、事業者からプラント情報を定期的に入手することとしていました。
- 本件につきまして、御不明な点等ございましたら、下記あてお問い合わせください。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 原子力防災課長 松岡 建志

担当者：中島、中崎

電話：03-3501-1511（内線4911）

03-3501-1637（直通）

平成24年1月4日
原子力安全・保安院

緊急時対策支援システム（ERSS）に異常等が発生した場合における対応について

平成23年12月30日、原子力安全・保安院は、緊急時対策支援システム（ERSS）のプラント情報表示システムが作動していないことを確認し、その後、独立行政法人原子力安全基盤機構において復旧作業を進め、同月31日14時33分に復旧しました。一連の事態を受け、本日（4日）、原子力安全・保安院は、同機構に対して、原因究明及び再発防止に関する指示を行いましたので、お知らせいたします。

1. 平成23年12月30日12時30分頃、緊急時対策支援システム（ERSS）のプラント情報表示システム^{（※）}が作動していないことが確認されました。
※格納容器内の圧力や温度等の原子力施設のプラント情報をモニターに表示するためのシステムのこと。
2. その後、独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）において、ソフトウェアの動作状況の確認等により本システムの復旧作業を行い、同月31日14時33分に復旧しました。（平成23年12月31日お知らせ済み）
3. このような事態を受け、本日（4日）、原子力安全・保安院は、JNESに対して、原因究明については結果がまとまり次第速やかに、再発防止策については平成24年1月11日までに、当院に対し報告するよう指示しました。併せて、ERSSの管理体制の充実、再発防止対策において考慮すべき事項、異常時における連絡・公表のあり方等についても指示しました。
（別添指示文参照）

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 原子力防災課長 松岡 建志

担当者：中島、中崎

電話：03-3501-1511（内線4911）

03-3501-1637（直通）

経済産業省

平成 24・01・04 原院第 1 号
平成 24 年 1 月 4 日

独立行政法人原子力安全基盤機構
理事長 中込 良廣 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行
N I S A - 1 3 5 d - 1 2 - 1

緊急時対策支援システムに異常等が発生した場合における対応について（指示）

平成 23 年 12 月 30 日、緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）においてプラント情報が表示されない事態（以下「本件事態」という。）に至りました。貴機構による復旧作業の結果、同月 31 日に復旧しましたが、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）としては、本件事態の発生から復旧までに約 1 日を要したこと等を重く受け止めているところです。

これを受け、当院は、同日、貴機構に対して、本件事態の原因究明と再発防止策の策定を早急に行うよう口頭指示しましたが、下記のとおり改めて指示します。

記

1. 本件事態の原因究明（本件事態の発生時点の特定を含む。）については結果がまとまり次第速やかに、また、再発防止策については対策内容及び実施予定時期を平成 24 年 1 月 11 日までに、当院に対し報告すること。
2. 貴機構が管理する ERSS に係る異常の有無を確認するための体制を直ちに整備し、再発防止策が策定されるまでの間においても、異常がある場合には直ちに関係者に対して通報する仕組みを構築すること。

3. 再発防止策の策定に当たっては、次の点を考慮すること。
 - (1) 貴機構が管理するE R S Sに係る異常の有無を確認するためのシステムを整備し、異常がある場合には直ちに関係者に対して通報する仕組みを構築すること。
 - (2) 貴機構が管理するE R S Sに係る異常に対して貴機構が適確に対応するための手順書を整備すること。
 - (3) 貴機構がE R S Sの保守点検を委託している者との間において、E R S Sに係る異常に対して24時間即応できる体制を構築すること。

4. E R S Sに係る異常を認知した場合は遅滞なく公表することはもとより、原子力事業者から貴機構へのプラント情報の伝送が計画的に停止される旨の連絡を受けた場合は、その旨を速やかに公表すること。

なお、当院がE R S Sに係る異常について連絡を受けた場合には、当院においても遅滞なく公表する。